

監査公表第 617 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 21 年 10 月 7 日

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

住民監査請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

京都市監査委員御中

平成 21 年 8 月 5 日

1 請求の趣旨

- ・ 京都市は朝鮮総連関連施設への固定資産税を厳格に徴収せよ。

2 請求の原因

- ・ 私は「北朝鮮に拉致された日本人を奪還する会大阪（救う会大阪）」の幹事である。
- ・ 各位ご承知の通り北朝鮮金正日（政権）は多くの日本人（数百人といわれる）を拉致し今日以って彼らを返さない。このことは私たち日本人にとって怒りと悲しみと憤りの極みである。
- ・ 私たちは言うまでもないが、一日でも早く被害者を救出しなければならない。
- ・ その解決方法として最も効果的なのは金正日政権の崩壊である。
- ・ そのためには金正日政権の資金源を断つのが最も効果的と考える。
- ・ そこで金正日政権の資金源を考えると、日本の朝鮮総連から多額の献金が北朝鮮に渡っているという。
- ・ そこで我々の仲間が朝鮮総連が不当に固定資産税の支払いを免れているか市長へ平成 18 年 10 月より 6 回公開質問状を送付し、市長より一般論として「住民の公共の用に供する」施設に関しては固定資産税が軽減されているという回答を得、さらに朝鮮総連関連施設については一部分は課税し、「地域住民が使用する集会所等」は減免しているという回答を得た（平成 18 年 11 月 7 日）。【資料 1】。
- ・ それならば当然公共性を有するわけだから、住民の集会所の用に供されている施設は、要は公民館であるということだからその場所等を公表し、市民に開放しなければならない。でないと公共性は担保できない。ところがいまだかつて、総連関連施設を一般住民が集会に使用したなどという話しは聞いたことがない。市は「厳正かつ適正に行った」の一点張りで一切が闇の中、到底納得できるものではない。

- ・ 特定の人（在日）のみに開放する施設を「住民の公共の用に供する」として適正な固定資産税を課さず減免する市長の裁量に私たちは承服できない。
- ・ 最高裁が「減免は違法」とする判断（2007. 11. 30）【資料2】を示した後、大阪地裁（2009. 3. 19）【資料3】でも同様な判決が出ている。
- ・ 関西では、このような違法な減免を行っているのは、我々の努力の結果神戸市、大阪市、京都市、堺市の4都市を残すのみとなり、全国を見てもほとんどの都市で課税されるようになった。本市以外の3都市も同様に監査請求をしているので、順次課税されることになるであろうが、本市が最後まで残るといような不名誉なことになれば京都市民として耐え難い恥ずかしい思いをしなければならなくなる。
- ・ よって、京都市は朝鮮総連関連施設より固定資産税を減免することなく厳格に徴収するよう監査を請求する。

3 請求者

住所 京都市右京区

氏名 A

地方自治法第242条第1項の規定により別紙資料を添え必要な処置を請求する。

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果の通知文

監 第 6 8 - 1 号

平成21年10月2日

請求人 様

京都市監査委員 内 海 貴 夫

同 日 置 文 章

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成21年8月5日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の要旨

- 1 京都市（以下「市」という。）の在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）関連施設への固定資産税の課税については、平成18年10月以後6回にわたって市に公開質問を行い、同年11月7日に、京都市長（以下「市長」という。）から、住民の公共の用に供する施設については固定資産税が

軽減されているとの一般論とともに、朝鮮総連関連施設の一部については課税し、地域住民が使用する集会所等は減免している旨の回答を得た。

- 2 公共性を有する住民の集会所の用に供されている施設は、その場所等を公表し、市民に開放しなければならないが、朝鮮総連関連施設を一般住民が集会に使用したという話は聞いたことがない。市は、厳正かつ適正に行ったというが、すべてが闇の中で納得できるものではない。
- 3 特定の人だけに開放する施設について、「住民の公共の用に供する」として固定資産税を減免することは、承服できない。
- 4 最高裁は、減免は違法であるとする判断を示しており（平成 19 年 11 月 30 日）、その後、大阪地裁でも同様の判決が出ている（平成 21 年 3 月 19 日）。
- 5 関西では、減免を行っているのは神戸市、大阪市、京都市及び堺市のみであり、全国的にもほとんどの都市で課税されるようになった。
- 6 よって、市は、朝鮮総連関連施設について固定資産税を減免することなく厳格に徴収するよう求める。

第 2 監査の実施

1 監査の対象

本件請求に係る請求書の記載によると、本件請求の対象は、朝鮮総連関連施設に係る固定資産税の減免であるとされている。本件請求の全趣旨からすると、請求人が主張する「減免」は、事実証明書として添付された公開質問に対する市理財局長の回答に記載の「固定資産税の軽減措置」を指すことが明らかであるところ、後述のとおり、この軽減措置は、京都市市税条例（以下「市税条例」という。）第 41 条第 2 項及び京都市市税条例施行細則（以下「市税細則」という。）第 4 条の 5 第 1 号の規定による課税免除であって、減免（市税条例第 55 条）ではない。

課税免除は、いったん発生させた租税債権を消滅させる行為である減免（住民監査請求の制度上は、財産の処分に該当すると解される。）とは異なり、市税条例及び市税細則の規定に基づき、租税債権そのものを発生させない措置である。

また、下記第 3 1(2)アで述べるとおり、市における固定資産税の賦課徴収に係る権限は、市長から、所轄区（賦課期日現在において固定資産が所在する区をいう。以下同じ。）の区長へ委任されている。

そこで、本件請求については、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の課税免除の措置をもって、法第 242 条第 1 項に規定する公金の賦課を怠る事実とするものと解し、所轄区の区長に係る当該怠る事実の有無を対象に、監査を実施することとした。

2 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

本件請求については、請求人から、法第 242 条第 6 項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係書類の提出及び説明

行財政局の職員（以下「関係職員」という。）に対し、関係書類の提出及び説明を求めた。これにより、関係職員が行った説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 朝鮮総連関連施設に係る固定資産税の課税免除

市では、市内の朝鮮総連関連施設のうち 18 施設（以下「本件課税免除対象施設」という。）について、市税細則第 4 条の 5 第 1 号に規定する固定資産（以下「集会所等」という。）に該当するものとして、市税条例第 41 条第 2 項の規定により、固定資産税の課税免除（うち 5 施設については、一部課税免除。以下「本件課税免除」という。）を行っている。

(2) 市税細則第 4 条の 5 第 1 号の規定の解釈

ア 「本市の区域内の一部の地域」とは、市の区域内における一定の地理的範囲を対象として供用されることを意味すると解している。これは、町内会や自治会の集会所等が一定の地理的範囲を対象に供用されていることを念頭に置いたものと解しているが、分譲マンションの集会所なども該当すると考えており、一定の地理的範囲に居住する外国籍の住民の集会所も同様の扱いをしている。

市では、在日の韓国・朝鮮籍の住民が平成 19 年末で約 27,000 人（外国籍居住者の 65%）おり、歴史的な経緯から、市の区域内における一定の地理的範囲に居住している現状があると認識している。その住民の集会所を、町内会や自治会の集会所等と別異に解する理由はないと考えている。

イ 「専ら（…の用に供される）」とは、固定資産税の非課税規定（地方税法第 348 条第 2 項）に係る行政実例（昭和 40 年 3 月 29 日自治省税務局長あて法制意見）を参考に、「主たる目的のために供される」ことを意味すると解している。具体的な認定においては、使用の大半がその目的のためのものであれば、たまたま例外的に他の目的に使用されたとしても「専ら」でなくなるものではなく、また、物件の一部に他の目的に使用されている部分がある場合には、「専ら」の部分と分離して認定すべきものと考えている。

ウ 「当該地域の公共の用に供される」とは、地域の住民一般に開放されていることを意味し、当該地域を越えて広く一般に開放されるまでの必要はないと考えている。

エ 「集会所又は公会堂その他の施設」とは、自治会館、地域センター等の呼称にかかわらず、「地域社会の維持発展のためのコミュニティ活動の場として一定の公共性が認められる施設」と考えており、具体的には、次の基準により判断している。

- (ア) 多目的に利用することができる空間を備えた部屋で、必要に応じて移動又は収納が容易な椅子、机等の設備を具備していること。
 - (イ) 社会教育法第22条に規定する次の事業の開催及び準備を目的として使用するものであること。ただし、専ら当該事業の企画、立案等を目的として使用する場合を除く。
 - ① 定期講座（同条第1号）
 - ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等（同条第2号）
 - ③ 体育、レクリエーション等に関する集会（同条第4号）
 - ④ 住民の集会その他の公共的利用（同条第6号）
- (3) 固定資産税の課税免除の手続
- ア 市税条例等では、固定資産税の課税免除の手続に係る定めはないが、固定資産税の非課税等特別措置の適用に関する平成8年1月26日付け自治省税制局固定資産税課長通知を参考にして、適正な課税を図るため、納税義務者に対し、課税免除申請書の提出を求め、これに基づき実地調査等を行って課税免除の可否を判断している。
- また、申請書の提出がない場合でも、職権で実地調査等を行い、課税免除の適用の可否を判断する。
- イ 課税免除適用後に使用実態等に変更があった場合は、申し出るよう所有者に協力を求めている。また、法務局からの不動産登記済通知書や外観調査により、対象物件の使用実態等の変更が確認できる場合には、必要な見直しを行っている。
- (4) 朝鮮総連関連施設については、平成15年度及び平成18年から平成19年にかけて税務調査を実施し、集会所等と認められない施設及びその部分について、固定資産税の課税免除の対象から除外し、課税している。
- (5) 平成21年9月17日から同月25日まで、本件課税免除対象施設を対象に、状況把握のための調査を実施した。
- 調査の結果、8施設について、施設内の一部に集会所等として疑義のある部分が認められた。これらの施設については、平成22年度の固定資産税に係る賦課期日である平成22年1月1日の状態を再確認し、同日現在で疑義のある部分について、平成22年度から課税する方針である。
- (6) 今後、朝鮮総連関連施設については、おおむね3年に1度実地調査を行い、集会所等に該当しているかどうかを判断する。

第3 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書及び事実証明書並びに関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明の内容を総合すると、次の事実が認められる。

- (1) 固定資産税の課税免除に関する関係法令等の定め

集会所等に係る固定資産税の課税免除に関連する法令及び例規の定めは、次のとおりである。

ア 地方税法

(7) 公益等による課税免除に関し、第6条第1項で、地方団体は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができるとされている。

(イ) 地方税の賦課徴収に関する規定形式に関し、第3条では、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければならないが、地方団体の長は、当該条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができるとされている。

イ 市税条例第41条第2項

市税条例第41条第2項では、同条第1項に規定する土地及び家屋のほか、公益上その他の事由により市長が課税を不相当と認める固定資産に対しては、固定資産税を課さないとされている。

ウ 市税細則第4条の5

市税細則第4条の5では、市税条例第41条第2項に規定する市長が課税を不相当と認める固定資産を列挙し、第1号に、本市の区域内の一部の地域において専ら直接当該地域の公共の用に供される集会所又は公会堂その他の建物及びその敷地が掲げられている。

また、同条ただし書では、固定資産を有料で借り受けた者がこれを同条各号に該当する固定資産として使用する場合について、上記の固定資産税の課税免除の対象から除かれている。

(2) 市における固定資産税の課税免除に係る事務

ア 固定資産税の賦課徴収に係る権限の委任

固定資産税の賦課徴収に係る権限は、市税条例第1条の2及び市税細則第2条により、市長から所轄区の区長へ委任されている。

イ 事務処理の統括

朝鮮総連関連施設に係る固定資産税の課税免除については、行財政局税務部資産税課で事務処理を統括し、その指示に基づき、各所轄区における課税免除の適用の可否の判断等の事務処理の統一が図られている。

ウ 固定資産税の課税免除の手続等

(7) 市税条例等においては、課税免除の対象物件の把握、課税免除の決定、現に課税免除の対象とされている物件に係る申告、調査等による使用状況等の把握等、固定資産税の課税免除に関連する手続に関する規定は置かれていない。

(イ) 実務においては、上記第2 3のように取り扱われているが、課

税免除申請書の添付書類や、審査事務の取扱い、課税免除の決定後の通知その他の事務処理等に関する具体的な定めはない。

- (ウ) 市税細則第4条の5第1号に規定する固定資産税の課税免除の要件に係る解釈については、個別の事案に関する通達において一定の判断が示され、それが蓄積される形となっているが、当該要件の解釈に関する一般的な基準は定められていない。

(3) 本件課税免除の状況

ア 平成21年度は、本件課税免除対象施設について、市税細則第4条の5第1号に該当するものとして、別表に掲げる施設（以下、各施設の呼称は、同表の番号欄の番号に従い、施設1、施設2等とする。）ごとに、同表の課税免除状況欄のとおり、固定資産税の課税免除の措置がされている。

なお、家屋及び土地の一部について課税免除とする場合の計算方法は、建物の延べ床面積を課税免除の適用部分及び非適用部分並びに共用部分（廊下、階段等）に分類したうえ、共用部分の床面積を課税免除適用部分と非適用部分の面積比で按分して得た面積と課税免除適用部分の床面積とを合計して得た面積を課税免除を適用する床面積とし、当該床面積と建物の延べ床面積の比率をもって、家屋及び土地の課税免除の適用率とされている。

イ 平成21年9月17日から25日までの間に、行財政局税務部資産税課の職員により、本件課税免除対象施設のすべてについて、次のとおり、実地調査（以下「平成21年度調査」という。）が行われた。

(ア) 外形調査

当該施設内部の部屋の用途及び形態の確認

(イ) 使用状況調査

a 貸借関係の確認

b 使用に係る規約等の文書（伝承を含む。）、使用簿その他使用実態を確認することができる資料による使用状況の確認

ウ 平成21年度調査において、固定資産税の課税免除の適用の可否に係る判断の基礎として作成され、又は確認された資料は、別表の平成21年度調査欄のとおりである。

エ 平成21年度調査の結果は、次のとおりである。

(ア) 外形調査

各施設の課税免除の対象とされている部屋の名称及び内部の状況が確認され、次のものを除き、コミュニティルーム、談話室、多目的ホール等の名称で、集会所等としての外形を備えるものと判断されている。

a 施設4、6、7、9、11及び12については、課税免除の対象と

された部屋のうちの一部について、集会所等としての外形を備えていないとの疑義があるとされている。

- b 施設14の課税免除の対象とされた部屋のうちの一部及び施設15については、内部の確認ができなかったとして、集会所等としては疑義があるとされている。

(イ) 使用状況調査

a 貸借関係の確認

- (a) 施設4, 5, 9, 12, 13, 15, 17及び18の家屋及び土地, 施設2, 3及び16の家屋並びに施設11及び14の土地については、登記上の所有者である会社と朝鮮総連の支部等との間で平成21年9月25日付けで締結された使用貸借に関する覚書(内容には、覚書締結以前からの取決め内容の確認が含まれている。)が提出されている。
- (b) 施設8及び10の家屋及び土地並びに施設2及び7の土地については、上記(a)の覚書が未提出であるが、登記上の所有者である会社が、人格のない朝鮮総連京都府本部に代わり物件を管理することを目的として組織された会社であることを示す公正証書に基づき、朝鮮総連が実質的な所有者であると認定されている。
- (c) 施設1の土地については、土地の所有者と家屋の所有者との間で締結された使用貸借契約書が提出されている。
- (d) 施設6の家屋及び土地並びに施設1, 11及び14の家屋については、所有者と朝鮮総連との間に使用貸借関係がある旨を朝鮮総連から聴取することによって、当該事実が認定されている。
- (e) 施設7の家屋については、未登記物件であるが、家屋補充課税台帳上、朝鮮総連京都本部が所有者として登載されていることをもって、賃貸借関係がないと認定されている。

b 使用状況の確認

- (a) 使用に係る規約等については、全施設で、文書の存在は確認されておらず、聞き取り調査において、使用に関し朝鮮総連の構成員であること等の条件を設けていないこと、及び地域の住民から使用の申込みがあれば、空いている限り使用を許可している旨が聴取されている。
- (b) 上記(ア) bの内部の確認ができなかった施設を除き、聞き取り、利用申請書及び講座等の募集広告によって、使用状況の確認がされた結果、課税免除の対象とされている部屋が、ハンゲル講座、サークル活動(料理、囲碁、書道、舞踊・ダンス等)等に使用されている旨が認定されている。

オ 行財政局税務部においては、平成 21 年度調査の結果、施設 4, 6, 7, 9, 11, 12 及び 14 の一部並びに施設 15 については集会所等の該当性に疑義があるとして、平成 22 年度の固定資産税に係る賦課期日である平成 22 年 1 月 1 日の状態を再確認したうえ、同日現在で疑義のある部分について、平成 22 年度から課税する方針が採られている。

2 判断及び結論

- (1) 課税免除は、地方団体が、その地域における特殊事情や公益上その他の事由から、一定の範囲について課税することが不相当であると判断する場合において、当該地方団体の条例により課税しないこととする特例的な措置であるから、税負担の公平性を確保する観点から、その要件の解釈及び適用については、厳密に行われなければならないものと解される。

市税細則第 4 条の 5 第 1 号に規定する固定資産税の課税免除については、一般に、地域において集会等の用に供される施設の管理者、管理方法、使用条件、施設形態等が多岐にわたると考えられるところであって、その運用に当たっては、どのような施設をもって同号に規定する集会所等と認めるのか、その要件の解釈基準や認定上の審査基準（認定条件、確認すべき書類等）を、当該課税免除に係る立法趣旨に即して定めることで、適切な運用を図ることが必要であると考えられる。

(2)

- ア 市における市税細則第 4 条の 5 第 1 号の規定による固定資産税の課税免除の事務について見ると、同号の課税免除の要件の解釈については、上記第 2 3(2)のように一定の見解が示されてはいるものの、同アからエまでのような当該要件を構成する各要素に関し、具体的にどのような客観的資料に基づき判断するかなどの審査上の基準は、現在でもなお、定められていない。

本件課税免除について見ると、平成 21 年度調査においては、上記第 2 3(2)イ及びウの要素の判断上重要と思われる当該施設の使用条件について、使用に係る規約等の文書が存在せず、施設を管理する朝鮮総連の支部等の長に対する聞き取りによって認定されているほか、一部の施設に係る使用貸借関係や使用状況（具体的な用途）も、同様に書面で確認されずに聞き取りによって認定されている。また、一部の施設の写真が、部屋が使用中であった等の理由によって撮影されておらず、調査結果に添付されていない。

このような、市の事務処理の基準並びに平成 21 年度調査の内容及び結果からすると、本件課税免除対象施設については、課税免除の要件該当性について、必ずしも、客観的証拠に基づく厳密な判断が行われているとはいえない状況である。

イ 一方、市においては、固定資産税の課税免除対象物件に対する定期的な調査が制度化されていない中であっても、課税免除の適用を受けている朝鮮総連関連施設について、平成15年度並びに平成18年及び平成19年に実地調査が行われており、調査対象とした施設内の用途の異なる部分別に課税免除の適用の可否に係る一定の判断がなされ、集会所等と認められなかった施設又はその部分について、直後の賦課期日に係る年度から固定資産税が課税されている。平成21年度調査においても、あらかじめ調査事項を整理し、当該調査事項に従って本件課税免除対象施設内の課税免除の対象とされている部屋のすべてを職員が現認したとされている（使用中等で写真撮影を行わなかった施設についても、現認したとされている。）。そして、過去の調査時と同様に、調査の結果集会所等とは認められない施設について、直後の賦課期日の状況に応じ、課税する方針が採られている。

このような市の取組にかんがみると、市は、少なくとも本件請求で問題とされている朝鮮総連関連施設に対しては、定期的な実地調査を行って、施設内の各部分の使用実態の継続的把握に努めているといえ、調査時の状況に応じて適宜課税免除の見直しを行う姿勢を維持しているといえる。

(3) 以上のような事情を総合して判断すると、現在の本件課税免除に係る市の判断は、客観的証拠による裏付けがやや薄弱ではあるが、継続的な使用実態の調査も踏まえた平成21年度調査における使用実態の認定が根拠を欠くものとも考え難く、これに基づく固定資産税の課税免除の判断が税法上許容された裁量の範囲を明らかに逸脱するものとは認め難い。

(4)

ア 本件請求において、請求人は、公共性を有する住民の集会所の用に供されている施設であれば、その場所等を公表し、市民に開放しなければならない旨を主張するが、一定の地理的範囲における供用を前提とした集会所等について、その所在地の公表が要件とされなければならない理由はないと考えられるし、本件課税免除対象施設が一般に供用されている事実の認定について裁量の逸脱が認められないことは上記のとおりであるから、この点に関する請求人の主張は、採ることができない。

イ また、請求人が指摘する福岡高裁平成18年2月2日判決及び大阪高裁平成21年3月19日判決については、市における固定資産税の課税免除とは異なる制度に関する事件であり、これらの判決の存在をもって、直ちに本件課税免除が違法又は不当であると認めることはできない。

(5) 以上から、本件課税免除については、違法性は認められず、本件課税

免除対象施設について、所轄区の区長が違法に固定資産税の賦課を怠る事実があるとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

第4 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を提出する。

1 固定資産税の課税免除に係る基準の策定について

市税細則第4条の5第1号の規定による固定資産税の課税免除については、同号に規定する集会所等の要件の解釈基準や認定上の審査基準を定め、立法趣旨に即し、適切な運用を図ることが必要であると考えられるが、現在、これらの基準が具体的かつ詳細には定められていないため、当該課税免除が十分な厳密さをもって運用されているとはいえない状況が見られる。

市税細則第4条の5第1号に規定する固定資産税の課税免除の運用について、必要な基準を定め、厳格に運用することによって、より適切な課税事務に努められたい。

2 固定資産税の課税免除対象施設の状況の把握に関する制度設計について

地方税法第6条第1項に規定する課税免除は、地方団体が、地域における特殊事情や公益上その他の事由から、一定の範囲について課税することが不相当であると判断する場合において、当該地方団体の条例により課税しないこととするものであり、条例による非課税措置というべきものである。

固定資産税に係る非課税等特別措置の適用については、定期的な実地調査による利用状況の的確な把握、非課税規定の適用を受けようとする者の申告義務の条例での規定及び実地調査時点の非課税資産に関する諸資料の保管、整理等について留意するよう国からも通知されているところ（平成8年1月26日付け自治省税務局固定資産税課長通知）、これらの措置の必要性は、固定資産税の課税免除の適用についても、同様に当てはまるものといえる。

固定資産税の課税免除の対象とする施設の状況を的確に把握するよう、適切な制度設計について十分に検討し、対応されたい。

別 表

番号	課税免除状況		平成 21 年度調査						
	対象資産	範囲	使用貸借契約書等	家屋平面図	写真(注)	規約等	使用状況書類	広告物	聴取記録
1	家屋 土地	一部	家屋無 土地有	有	有	無	無	有	有
2	家屋 土地	全部	家屋有 土地無	有	有	無	無	無	有
3	家屋	全部	有	有	有	無	無	無	有
4	家屋 土地	全部	有	有	有 (一部)	無	有	有	有
5	家屋 土地	全部	有	有	有	無	有	無	有
6	家屋 土地	全部	無	有	有 (一部)	無	有	有	有
7	家屋 土地	一部	無	有	有 (一部)	無	無	有	有
8	家屋 土地	一部	無	有	有	無	有	無	有
9	家屋 土地	全部	有	有	有 (一部)	無	有	有	有
10	家屋 土地	一部	有	有	有	無	有	有	有
11	家屋 土地	全部	家屋無 土地有	有	有 (一部)	無	有	有	有
12	家屋 土地	全部	有	有	有	無	無	無	有
13	家屋 土地	全部	有	有	有	無	無	無	有
14	家屋 土地	全部	家屋無 土地有	有	有 (一部)	無	無	無	有
15	家屋 土地	全部	有	有	無	無	無	無	無
16	家屋	全部	有	有	有 (一部)	無	無	有	有
17	家屋 土地	全部	有	有	有 (一部)	無	無	有	有
18	家屋 土地	一部	有	有	有 (一部)	無	無	無	有

注 写真欄の有(一部)は、課税免除対象施設の一部の写真が、施設が使用中であったこと等を理由に、添付されていないものである。

(監査事務局第一課)